

**県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務
公募型プロポーザル募集要項**

1 趣旨

兵庫県（以下「県」という。）において、大阪・関西万博を契機に、訪日外国人に兵庫県ならではの景勝や体験を提供するため、県立都市公園の多言語デジタルガイドの導入を計画している。

「県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務」（以下「本業務」という。）は、この導入にあたり、スマホアプリの作成、スマホアプリ対応現地案内サインの設置、スマホアプリ対応のリーフレットデータ及びA1ポスターを作成することを目的とする。

2 応募資格

本業務の受注者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 単体の法人又は企業グループのいずれかであって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 企業グループによる応募を行う場合、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 代表となる法人を定めるとともに、構成員となる法人は連帯して責任を負うこと。
 - イ 代表となる法人及び構成員となる法人が、同時に、本提案協議の他の応募者及び応募グループの一員とならないこと。
 - ウ 代表となる法人及び構成員となる法人の変更を行わないこと。
- (3) 提案内容の実現のために、法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (4) 業務の実施に当たり、事務局との打合せ等に適切に対応することを誓約できること。
- (5) 単体の法人、企業グループの代表となる法人及び構成員となる法人が、次のいずれかに該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当する者
 - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等」という。）がなされている者
 - エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
 - キ 業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保しない者

3 業務要件

県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務委託仕様書に沿って公募型プロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が制作及び設置を行う業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 提案上限金額

金 5,200,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 企画提案に係る手続

(1) 募集期間

令和 5 年 9 月 8 日（金）から同年 9 月 28 日（木）午後 5 時まで

(2) 募集要項の配布及び応募図書の提出

ア 配布方法

兵庫県ホームページに掲載する。

イ 提出方法

原則として事務局に持参もしくは郵送で提出すること。受付は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、土日祝日は除く。

郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、書留郵便など配達記録が残る方法により、期間内に事務局に必着するよう提出すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和 5 年 9 月 8 日（金）から同年 9 月 14 日（木）までの各日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。

電子メールの場合は電話で受信確認をすること。

ウ 質問に対する回答

令和 5 年 9 月 21 日（木）までに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を兵庫県ホームページに掲載する。

(4) 提出書類

この募集要項のほか、仕様書の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、各 8 部（アは正本 1 部、副本 7 部）を提出すること。

ア 応募申請書【様式第 1 号】

イ 応募者概要【様式第 2-1 号】、【様式第 2-2（企業グループ応募の場合のみ）】

ウ 企業グループ協定書兼委任状（企業グループ応募の場合のみ）【様式第 3 号】

エ 企画提案書【様式任意】

オ 工程表【様式第 4 号】

カ 類似業務実績（該当があれば）【様式任意】

キ 経費積算見積書【様式第5号】

ク 誓約書【様式第6-1号】、【様式第6-2号】

ケ 添付書類

- (ア) 会社概要等応募者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）
定款又は寄附行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）
会社・法人の登記事項証明書（原本又はコピー、発行後3ヶ月内のもの）
前年度（直近決算期）及び前々年度の決算書類（損益計算書、貸借対照表）
- (イ) 県が賦課徴収する全ての県税に滞納がないことを証する書類
（兵庫県内の県税事務所が発行する「納税証明書（3）」）
※提出の日において発行後3ヶ月以内のもの
※県での課税実績はない場合は誓約書【様式第7号】

(5) 留意事項

- ア 応募する案は各者1提案に限る
- イ 応募図書は、通し番号を付すこと
- ウ 提出期限後の応募図書の訂正、追加及び再提出は認めない
- エ 応募図書の制作及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は、応募者の負担とする
- オ 応募図書の著作権は、応募者に帰属する
- カ 応募図書は審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない
- キ プロポーザルや業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することは認めない

6 審査

(1) 審査の方法

「県立都市公園 多言語デジタルガイド制作業務公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、下表の項目について審査の上、本業務を委託する者を選定する。

なお、審査は応募図書をもとに事前審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査で行う。必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼等を行うことがある。

- ア 委員が審査基準に従って採点を行い、合計得点が最高点となったものを選定業務者とする。ただし、合計得点が60%に満たない場合は選定業務者としない。
- イ 提案価格が異なり、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、提案金額の一番低いものを選定業務者とする。
- ウ 提案価格が同じで、最高得点をとったものが2者以上ある場合は、くじ引きにより選定業務者を決定する。
- エ 次順位の当選者についても決定する。
- オ 選定業務者が辞退又はこの募集要項の規定に違反したこと等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次順位の当選者を選定業務者とする。
- カ 選定委員会は非公開とする。

【審査時の留意点】

説明事項：業務概要、企画提案内容、アピールポイント 等

説明方法：提出していただいた資料をもとに説明

注意事項：

- 審査は応募者による説明と委員による質疑応答で行う。
- 当日、不参加の場合は審査の対象外となる。
- 説明時間は15分以内、質疑応答時間は5分を予定している。
- 審査対象書類として、委員には応募図書を配付するため、提案内容の説明には応募図書を用いて行う。
- 応募図書以外の資料を用いての説明は不可。
- 客観的かつ公正に審査するため、説明者は可能な限り提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。
- 応募図書に記載している以外に何かを実施しますという発言は、審査対象外となる。

【審査項目と配点】

評価項目		評価の視点	配点	
評価項目				
業務体制（20点）				
業務実績	アプリと看板設置における業務実績件数	10	20	
業務工程	迅速で適切な工程の設定ができていますか	10		
業務内容（65点）				
アプリの提案内容	訪日外国人が公園に関心を持ち、この公園に来てみたいと感じてもらえる魅力的なアプリとなるよう、画面構成や内容・追加項目の魅力的な提案がされているか	20	65	
	誰もが利用しやすい操作性を高める工夫及び、的確にデータ分析を行う工夫がされているか	10		
	運用・保守のしやすさや維持管理費を抑えるための工夫がされているか	10		
看板の提案内容	公園内の動線や魅力スポットの配置を踏まえ、設置位置、箇所数、サインの形状など制作方針の提案となっているか	15		
リーフレットデータ及びA1ポスターの提案内容	ポスターの内容の工夫や訪日外国人の目につきやすいリーフレットデータの形状や内容、レイアウト等の工夫について提案されているか	10		
業務委託費（15点）	コストの縮減性	15	15	
合 計			100	

(2) 審査の結果の通知及び公表

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。また、選定業者名及び応募者毎の採点結果（審査項目毎の特定、合計点）について、県 HP にて公表する。

7 決定の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、決定を取り消す。

8 業務の内容等

(1) 事務局は、選定業者と本業務の実施方法等その内容について協議、調整を行う。この協議、調整において、事務局と選定業者の双方で確認の上、本業務の内容を修正又は変更することがある。

(2) 契約条項は後日提示する。

(3) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施する。

なお、契約締結にあたっては、事前に委託契約額の 10%以上の契約保証金を契約担当者に納めるか、保険会社との履行保証保険契約を締結すること。

(4) 選定業者が契約書に記載する条項に違反したときは、契約担当者は当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止、並びに選定業者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。

(5) 選定業者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後 5 年間保存すること。

9 事務局

兵庫県まちづくり部公園緑地課

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話 078-362-3549 FAX 078-362-4454

電子メール kouenryokuchika@pref.hyogo.lg.jp